

6 消安第 2283 号
令和 6 年 8 月 26 日

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 44 号）が令和 6 年 8 月 26 日付けで公布されましたので、本改正内容について、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

なお、本改正の概要については、別紙を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料の成分規格を定めることができるとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、農薬の成分である物質については、省令別表第1の1の（1）のセ及びソにおいて、飼料の原料に含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、順次見直しを行っている。

2 改正の概要

省令別表第1の1の（1）のセに掲げる農薬の成分である物質のうち、2，4-Dについて、飼料に含まれる農薬の残留基準を以下のとおり改正する。

なお、本改正案は、農業資材審議会に意見を聴き、令和5年12月に適当である旨の答申を得ている。

2，4-D^(※)

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	見直し前	見直し後
えん麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
大麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
小麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.5</u>	<u>2</u>
ライ麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
牧草	<u>260</u>	<u>400</u>

下線部は改正部分。

(※) 名称について、「2，4-D」は「2，4-ジクロロフェノキシ酢酸」に変更する。

3 施行期日

公布の日から施行する。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に
関する省令の一部を改正する省令
(農林水産四四)

〔告 示〕

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体
職員共済組合制度の統合を図るため
の農林漁業団体職員共済組合法等を
廃止する等の法律の施行に伴う存続
組合が支給する特例一時金等に関す
る政令第六条第一項の規定による農
林水産大臣が指定する法人を指定す
る件の一部を改正する件
(農林水産一六二八)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件
(同一六二九)

○ 生産業者の名称及び肥料の名称の変
更に係る届出があった件
(同一六三〇)

○ 肥料の登録が失効した件
(同一六三一)

七 三 二

〔官庁報告〕

官庁事項

国地方係争処理委員会の審査の手續に
関する規則の一部を改正する規則
(国地方係争処理委員会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

令和五事業年度・年度財務諸表(国
立研究開発法人日本原子力研究開発
機構・国立環境研究所)、独立行政
法人都市再生機構参加者の有無を確
認する公募手続きに係る参加意思確
認書の提出を求める公示、公文書等
の管理に関する株式会社日本政策金
融公庫公示、令和五年度日本赤十字
社業務及び収支決算、弁理士登録関
係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

七 九 三 四 三 三 七

省

令

○ 農林水産省令第四十四号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の
規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定
める。

令和六年八月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～エ (略) エ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。			別表第 1（第 1 条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～エ (略) エ 次の表の第 1 欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第 2 欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第 3 欄に定める量を超えて含まれてはならない。		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2. 4-ジクロロフェノキシ酢酸	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし ライロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 0.05mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 400mg/kg	2. 4-D	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし ライロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.05mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 260mg/kg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ノート (略) (2)～(5) (略) 2～6 (略)			ノート (略) (2)～(5) (略) 2～6 (略)		

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○農林水産省告示第六百二十八号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第十二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年八月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志

一般社団法人全国農業協同組合中央会代表理事会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人全国農業会議所会長
一般社団法人全国農業改良普及支援協会会長
公益社団法人全国農業共済協会会長
公益社団法人畜産技術協会会長
公益社団法人中央畜産会会長
公益社団法人日本農業法人協会会長
一般社団法人日本くん蒸技術協会会長
一般社団法人日本植物防疫協会理事長
一般社団法人農林水産航空協会会長
一般社団法人日本科学飼料協会理事長
公益財団法人日本植物調節剤研究協会理事長
公益社団法人緑の安全推進協会会長
公益財団法人日本肥糧検定協会理事長
農薬工業会会長
全国農薬協同組合理事長
全国油脂事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本植物油協会会長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
一般社団法人日本飼料用米振興協会理事長
一般社団法人日本精米工業会会長理事
一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会理事長
一般社団法人全国米麦改良協会会長
公益社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長
全国稲作経営者会議会長
全国米穀工業協同組合理事長
全国飼料卸協同組合理事長
一般社団法人日本草地畜産種子協会会長
公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長
飼料輸出入協議会理事長
全国飼料輸入協議会会長
日本国際貿易促進協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
全国肉牛事業協同組合理事長

全国肉用牛経営者会議会長
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会代表理事会長
一般社団法人日本家畜商協会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人全国酪農協会会長
一般社団法人中央酪農会議会長
一般社団法人Jミルク会長
一般社団法人日本養豚協会会長
全国養鶏経営者会議会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
一般社団法人日本食鳥協会会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人日本養鶏協会会長

(別記2)

一般財団法人残留農薬研究所理事長

一般財団法人食品環境検査協会理事長

一般財団法人生物科学安全研究所理事長

一般財団法人日本食品分析センター理事長

一般財団法人日本穀物検定協会代表理事会長

一般財団法人日本食品検査理事長